

厚生労働省職業安定局長 殿

総務省行政評価局長

職業訓練受講給付金の支給審査に当たって収入に交通費を含めている取扱いの見直し（あっせん）

当省は、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第21号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省近畿管区行政評価局に対し、「私は現在、求職者支援制度で職業訓練を受けており、ハローワークへ職業訓練受講給付金の申請に行ったところ、当該給付金を支給できないと言われた。理由は、「配偶者の当月の給与が25万円を超えているから」というものであり、確かに妻の当月の給与は、半年分の交通費の支給があったため、25万円を超えてしまっていた。しかし、そもそも交通費は必要経費であるため、収入の算定に当たっては、交通費を控除して審査してほしい。また、交通費を収入認定するとしても、交通費が一括支給された場合には、該当月で按分して算定してもらいたい」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取した結果、「交通費を収入として算定すること及び複数月分の交通費をそのまま1月の収入として算定する取扱いは、雇用保険を受給できない者に就労の機会を与えるために職業訓練を実施し、生活支援として職業訓練受講給付金を支給するという制度の趣旨・目的を阻害するのではないか。」等の意見がありました。

それらを踏まえて検討した結果、下記のとおり、当省としては、求職者支援制度の改善を図る観点から、職業訓練受講給付金の申請者に対する収入算定の際に、交通費を収入として算定する現行の取扱いについては、収入から交通費を除外する方向で見直しを行う必要があると考えますので、御検討ください。

なお、これらに対する貴省の検討結果等については、平成26年5月19日までに当省に回答してください。

## 記

### 1 制度の概要等

#### (1) 求職者支援制度の概要

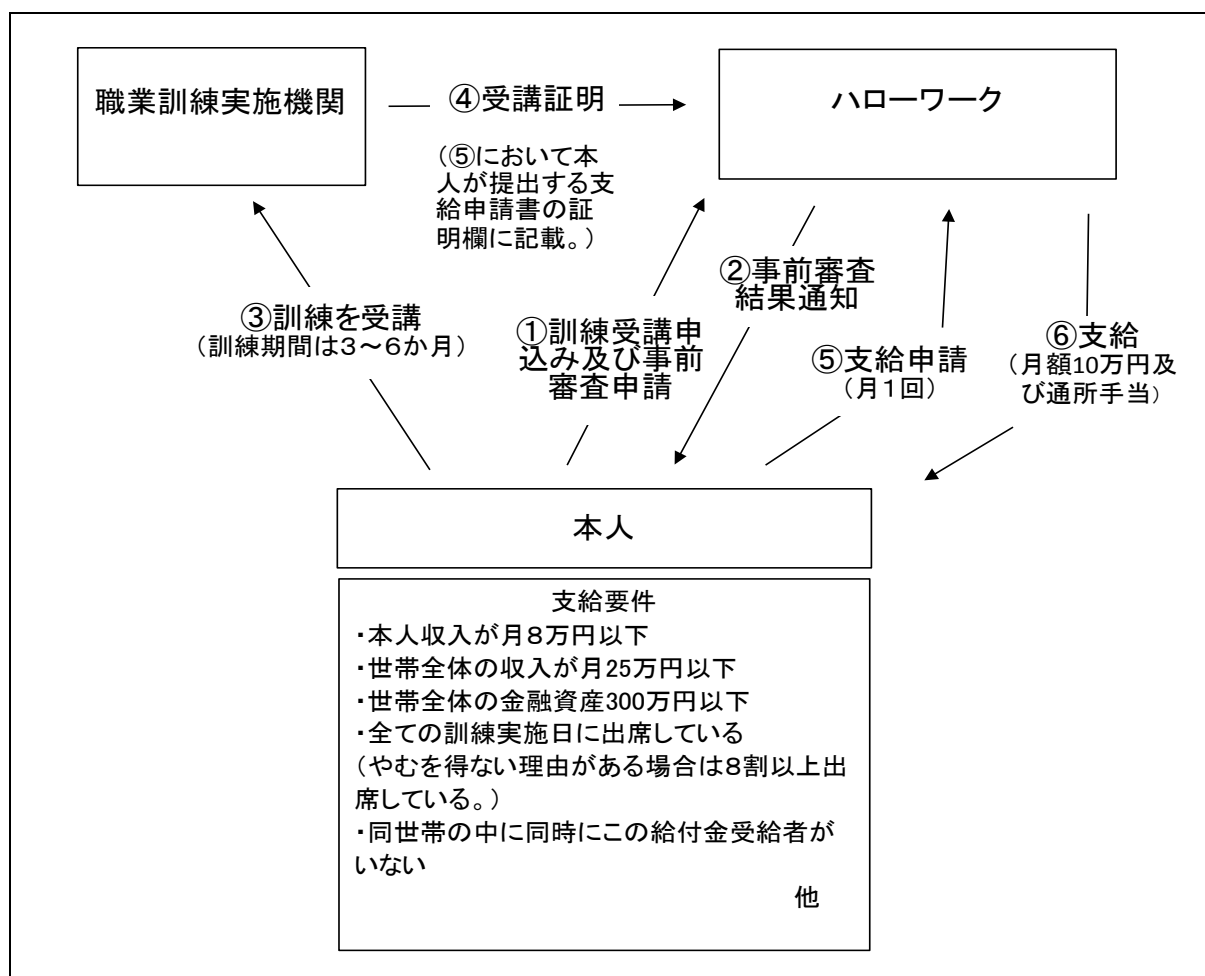
求職者支援制度は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)に基づき、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の受講機会を確保するとともに、一定の要件を満たす場合、訓練の受講を容易にするために、訓練期間中の生活支援のための給付を行う制度として、平成23年10月に設けられたものである。求職者支援制度の概要は表-1のとおりであり、給付金支給までの流れは図-1のとおりである。

表-1 求職者支援制度の概要

区 分	内 容
制度の趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用保険を受給できない求職者に対し、訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の要件を満たす場合には、訓練期間中に職業訓練受講給付金を支給し、ハローワークが中心となってきめ細やかな就職支援を行うことにより、早期の就職を支援するもの。</li> <li>→就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け。</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者。具体的には、               <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者</li> <li>・雇用保険の適用がなかった者</li> <li>・学卒未就職者、自営廃業者等</li> </ul> </li> <li>が対象。</li> </ul>
訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域訓練協議会が成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定。当該計画に則して民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を厚生労働大臣が認定。</li> <li>○ 訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。</li> </ul>
給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訓練受講中、本人月収8万円以下、世帯全体の月収25万円以下などの要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(職業訓練受講手当月額10万円+通所手当(交通費))を支給。</li> <li>○ 不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティあり。</li> </ul>
訓練受講者への就職支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。</li> <li>○ ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求めて支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。</li> </ul>

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図－1 職業訓練受講給付金の申請手続及び支給までの流れ（概要）



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

## (2) 職業訓練受講給付金の支給実績

職業訓練受講給付金の支給実績は、平成23年度は62億93万円（給付者数2万3,618人）、24年度は255億5,712万円（同5万8,439人）となっている。

## (3) 職業訓練受講給付金の支給要件

職業訓練受講給付金の支給要件には収入に関する項目があり、1支給単位期間（訓練開始日から起算して、1月後の応答日の前日までを1支給単位期間とする）中に、①本人の収入が8万円以下であること、②世帯（注）全体としての収入が25万円以下であることが定められており、いずれの要件も満たしていなければならない（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号）第11条第1項第1号及び第2号）。

また、厚生労働省作成の「求職者支援制度に係る質疑応答集」（平成24年12月改訂）によれば、収入の算定対象には表－2のとおり交通費を含むことが明記されている。

(注) 「本人並びに本人と同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母」を指す。

表一 2

収入要件・金融資産要件早見表

収入要件（本人収入要件・世帯収入要件）	
算定対象	算定対象外
<p>○税引前の稼得収入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金                             <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">交通費</span></li> <li>賞与</li> <li>仮払金（裁判所の賃金仮払い仮処分によるもの）</li> </ul> </li> <li>・事業収入（経費を差し引いた控除後の額）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>原稿料</li> <li>事業収入赤字は0円</li> </ul> </li> <li>・ネットオークションで得た収入（事業として行っている場合に限る）</li> <li>・役員報酬</li> <li>・不動産賃貸収入                             <ul style="list-style-type: none"> <li>家賃収入</li> </ul> </li> </ul> <p>○税引前の収入全般</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種年金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金</li> <li>国民年金基金</li> <li>厚生年金</li> <li>厚生年金基金</li> <li>共済年金</li> <li>障害補償年金、遺族補償年金（労災保険）</li> </ul> </li> <li>・軍人恩給</li> <li>・その他                             <ul style="list-style-type: none"> <li>仕送り（同居配偶者等以外）、養育費、婚姻費用分担金、慰謝料（継続的なもの）、障害補償費（公害健康被害の補償等に関する法律）、ボランティアで得た収入（実費弁償分含む）</li> </ul> </li> </ul>	<p>○特定の用途・目的のために支給される手当・給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当</li> <li>・特別児童扶養手当</li> <li>・特別障害者手当</li> <li>・児童手当</li> <li>・里親に支給される手当等</li> <li>・奨学金</li> <li>・児童育成手当（自治体独自の手当）</li> </ul> <p>○各種保険金の受取 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生命保険（配当金含む）</li> <li>・損害保険</li> <li>・学資保険</li> <li>・産科医療補償制度において受け取る補償金等</li> </ul> <p>○一時的な（一年未満の）収入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慰謝料（一括で支払われるもの）</li> <li>・通常短期間支給される手当・給付                             <ul style="list-style-type: none"> <li>休業補償給付、療養補償給付（労災保険）</li> <li>失業等給付（国家公務員法退職手当法等の規定による雇用保険の失業等給付に相当する給付を含む）</li> <li>雇用継続給付（高齢・育児）</li> <li>訓練・生活支援給付</li> <li>健康保険傷病手当金</li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金</li> <li>・配当金</li> <li>・株式等の売却益</li> <li>・退職金</li> <li>・未支給年金</li> <li>・ネットオークションで得た収入（事業として行っていない場合）</li> </ul> <p>○生活保護費</p> <p>○未成年かつ就学中の子の収入（世帯収入要件のみ）</p>
金融資産要件	
算定対象	算定対象外
<p>○現金（右欄※を除く）</p> <p>○預貯金（右欄※を除く）</p> <p>財形貯蓄</p> <p>○債券      ○株式      ○投資信託</p> <p>国債      出資金</p>	<p>○生命保険</p> <p>個人年金保険（養老保険）</p> <p>学資保険</p> <p>※東日本大震災に係る義援金、地震保険の保険金受取り（その受け取りから1年（給付金支給単位期間の前日から起算して1年）までのもの）</p>

(注) 1 厚生労働省作成の「求職者支援制度に係る質疑応答集」(平成24年12月改訂)の別紙5に基づき、当省が作成した。

2 文字の四角囲いは、当省が付した。

(4) 他制度における交通費の取扱いの概要について

ア 生活保護

生活保護費の算定においては、表－3のとおり、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生労働省事務次官通知。最終改正平成24年3月30日厚生労働省発社援0330第3号）に基づき、勤労収入から交通費が控除されることとされている。

表－3 生活保護における交通費の取扱いの概要

第8
3 認定指針
(1) 勤労に伴う収入
ア 勤労（被用）収入
(イ) 勤労収入を得るための必要経費としては、（中略）、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。 (厚生労働省事務次官通知抜粋)
(例) 最低生活費20万円で、月10万円の勤労収入及び1万円の交通費実費の支給がある場合には、20万円－8万円（交通費を含めた勤労収入総額11万円から勤労控除（基礎控除）約2万円と、交通費1万円の实費控除を差し引く）＝12万円が、保護費として支給される。 つまり、収入額に交通費実費を含めた上で、その後に交通費実費を収入額から控除するのが原則となる。

(注) 上記厚生労働省事務次官通知及び厚生労働省社会・援護局総務課からのヒアリング結果に基づき、当省が作成した。

イ 社会保険等の標準報酬月額等

厚生年金、健康保険及び共済組合の掛金並びに給付の算定基礎となる標準報酬月額については、対象となる収入額に交通費を含めているが、交通費を6か月分など一括支給される場合は、1か月分に分割して算定することとされている（注1）。

(注1) 標準報酬月額の基礎となる「報酬」の定義については、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第3条の規定に基づき、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受ける全てのものをいう等とされており、また、「交通補助金に係わる疑義について」（昭和32年2月21日保文発第1515号）により、交通補助金（通勤手当）も報酬の範囲に含めることとされている。

雇用保険及び労災保険の保険料の算定基礎となる実際に支払われる賃金（税

額控除前の額)については、交通費を含めており、交通費が6か月分など一括支給される場合であっても分割されていない(注2)。

(注2) 雇用保険及び労災保険の保険料算定の基礎となる「賃金」の定義については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第2条の規定に基づき、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うものとされており、厚生労働省では、この中には通勤手当も含まれるものであるとしている。

#### (5) 複数月分の交通費が一括支給された場合の算定方法の見直しについて

厚生労働省は、勤務先から複数月分の交通費が一括して支給される場合の取扱いについては、原則として当該複数月分の交通費をそのまま1か月分の収入に含めることとしていたが、本件行政相談を契機に、「職業訓練受講給付金の収入要件への通勤手当の算定方法について」(平成25年6月20日付け各都道府県労働局宛て通知)により、申請者の求め及び客観的な証明書類(給与明細書や通勤定期券の写しなど)に基づき、複数月分の交通費を分割して、各月分の収入に含めることを可能とする取扱いを明確にした。

## 2 厚生労働省の意見

職業訓練受講給付金については、職業訓練の受講を容易にするために、訓練期間中に支給されるという性格から、訓練期間中に一定以上の収入がないことを要件としている。

この場合の収入については、税引き前の稼得収入その他収入全般であり、賃金については当然収入に含まれるが、労働基準法(昭和22年法律第49号)の解釈では、通勤手当(交通費)について、あらかじめ支給条件が明確に定められている場合には、賃金に該当するとされているところである。

なお、他の制度における交通費の取扱いは、次に掲げるとおり、賃金や報酬といった稼得収入には交通費を含むこととされている。

- ・ 雇用保険の失業等給付の額を決定するための基礎となる、離職前の賃金日額の算定に当たり、その対象となる賃金に交通費を含めている(1(4)イの注2を参照)。
- ・ 年金や健康保険における標準報酬月額算定の算定に当たり、その対象となる報酬に交通費を含めている(1(4)イの注1を参照)。

したがって、交通費の支払方法自体は法令の定めがなく、事業主ごとにその取扱いが異なり、支払実態は様々であると考えられるが、当該給付金の支給要件である収入の算定対象に、賃金に該当する交通費を含めていることについては、妥当性を欠くものではないと考えている。

### 3 改善の必要性

厚生労働省は、勤務先から複数月分の交通費が一括して支給される場合の取扱いについては、原則として当該複数月分の交通費をそのまま1か月分の収入に含めることとしていたが、本件行政相談を契機に、「職業訓練受講給付金の収入要件への通勤手当の算定方法について」（平成25年6月20日付け各都道府県労働局宛て通知）により、申請者の求め及び客観的な証明書類（給与明細書や通勤定期券の写しなど）に基づき、複数月分の交通費を分割して、各月分の収入に含めることを可能とする取扱いを明確にしている。

しかし、当該取扱いについては、複数月分の交通費を1か月分の収入に含めることによって生じる収入基準超過の事態の発生は防ぐことができるものの、1か月分の交通費が1か月分の収入に含まれることによって生じる収入基準超過の事態は、依然として発生し得るものとなっている。

厚生労働省は、労働基準法の解釈においては、通勤手当（交通費）について、あらかじめ支給条件が明確に定められている場合は、賃金に該当することなどを理由として、職業訓練受講給付金の支給要件である収入の算定対象に、賃金に該当する交通費を含めていることについては、妥当性を欠くものではないとしている。

しかし、労働基準法の解釈において、交通費が賃金に該当するとされているのは、労働者保護の観点から、賃金に該当するものを明確にする趣旨であって、求職者支援制度の対象者の生活支援、就労促進を目的とする職業訓練受講給付金の支給要件である収入に、勤務先から支給され、労働に必要な経費として支出される交通費を含めることは、制度の趣旨、目的からみて不合理なものとなっている。

また、当該給付金は、雇用保険の給付対象とならない職業訓練受講者で、かつ、収入が一定の基準以下の者を対象としていることから、生活支援制度としての役割が求められているところであるものの、必要経費である交通費を収入に含めることで、支給要件を満たす者をより限定的なものにしている。

同様に生活支援制度としての性質を有する生活保護においては、保護費を算定する際に交通費を控除している点に鑑みると、職業訓練受講給付金における勤務先から支給される交通費についての現行の取扱いは合理的とはいえず、制度本来の目的を阻害していると考えられる。

したがって、厚生労働省は、求職者支援制度の趣旨、目的を踏まえ、雇用保険を受給できない求職者の生活支援を一層充実させる観点から、職業訓練受講給付金の支給要件である収入の算定対象から交通費を除外する方向で見直しを行う必要がある。